

法学と経済学との中間領域にある若干の問題（その一）

——藤田勇氏の論文「法と経済との一般理論」

についての部分的紹介と、それについての備忘録として——

梯 明 秀

内 容

は し が き

一 商品所有者の意志行為の二重性——以上 本号

二 法的関係と経済過程との媒介関係——以下 後号

三 契約における当為と価値法則

四 生産過程における意志行為

は し が き

本稿は、去る二月に、本学の法学部および経済学部のそれぞれの学部内研究会において、別々に報告した内容を文章化したものである。その報告内容は、わたしの研究成果というようなものではなくて、副題に示めしてある藤田氏の論文

——岩波講座『現代法』第7巻『現代法と経済』の冒頭に、

法学と経済学との中間領域にある若干の問題 その一（梯）

一三五（四三二）

そのIとして編録されてある論文——の抜刷を一読して以来、わたしの脳裏に浮んできた若干の疑問を、多少とも整理していったの内容にすぎない。ということをも最初に断っておかねばならぬ。しかも、標題のようなテーマについて、わたしが、わたし自身の思索を短期ながら費やすにいたったのは、まったくの偶然的事柄に属することであった。昨秋の経済理論学会は東京大学において開催されたのであるが、会場外を

散歩しているとき、たまたま藤田氏に遭い、最近の研究成果について訊ねたことからして、同氏の研究室に導かれて前記の抜刷を頂き、その要旨の説明を聞かされて、非常に興味を覚えた。そして帰途の車中において、早速にも通読したのである。というのも、いまから殆ど十二年以前に、すなわち一九五五年に、わたしは立命館法学の第一一号以下、三号にわたって「労働市場における法的人格」なる長い論文を執筆し掲載したのであったが、そして同氏と知友の関係に入ったのも、その直後のことではなかつたかとも追想されるのであるが、それ以来、わたしは同氏の研究方向と、その進歩の過程とについて、すくなくからず関心を持ち続けてきたのであったからであり、しかも、そのような同氏の研究過程の最近の成果を、入手することができたという幸運に恵まれたことからでもあった。それと同時に、右記の拙稿に展開されてあるわたし自身の思想なり立場なりが、どのように同氏の論文に反映し、取り入れられているであろうか、という秘かな期待からでもあった。ところで通読してゆくうちに、この期待は裏切られて、同氏の立場がわたしの立場と何処かで異なっているのではないかと感じ、そのかぎりでは、若干の論述部分に疑問

を抱かざるをえなかったのである。帰洛後は、数年来の別の研究のために忙殺されるほかない日々の経過のなかでは、それらの疑問について解明することも他日の課題として残してゆかざるをえず、あるいは、そのようにして忘れ去ってしまう運命にもあったのである。ところが、句日を経て、本学の学園祭の催しとして新聞部の学生から、静岡大学の柴田好高氏を迎えて講演会を開くので、その前座的な挨拶を兼ねて何か話すよう依頼された。柴田氏が政治学者であるので、それに睨み合うはずの演題を「法学と経済学との関連」とすれば、講演会の体裁も整うと考えて直ちに承諾した。わたしの講演内容は、いうまでもなく、わたしの立場から藤田氏の論文の内容を逆用したただけのものであった。しかし、この講演を契機として、車中の通読のさいに念頭に浮んだ若干の疑問点も、やや明瞭になってきたので、それらを、ついでに整理して置かうという気持ちになってきたので、レジюмеにまとめて、前述の法学部内の研究会に報告することを申し込んで、法学部へのわたし自身の関心を以前から知ってくれている法学部の各分野の専門家の意見と批判とを受けることにした。そして、いろいろとアドバイスを受け新たな問題を感得す

ることができた。つずいて、経済学部内の研究会において、こんどは経済学の各専門家の意見を聞くことよって、わたくしの問題提起が、どのていどの意味があるかどうかを確めることにしたのであった。ちようどその時期に『思想』編集部から、右のテーマでよいから是非とも五月号の「資本論初版

発刊百年記念」の計画に寄稿するように要請されていたので、右の両研究会において教示された新たな諸問題についての知識を正確なものにするために、さしあたって必要な諸文献

——それらは殆んどは、岩波講座『現代法』十七巻と有斐閣版の『新労働法講座』八巻に収録されてあるものであり、その他に若干の労働組合、労働運動の諸著書——を通読し、そして併せて、前記の拙稿——執筆後すでに十二年にもなっていて、わたし自身が、その論述内容についての記憶が薄れてしまっていたものと——『資本論』の必要箇所とを、再読した。しかし、これらを漁り読むことだけで一ヶ月を費やしてしまい、一つの論文にまとめるまでの前段階で、『思想』編集部から指定されていた締め切り日が過ぎてしまった。その後半年を経て、特別に日数を割いて、今、この原稿を執筆することにしたわけであるが、この本稿では、前記の漁猟した

諸文献を再読することはせず、去る二月に両研究会で報告したレジュメに若干の補足を加えただけのものにとどまっている。そして、それでもって本誌にたいする責任を果させてもらうことにした。他日には論文にしたいが、現在のところでは、何時のことになるかも予測はできない。

以上に述べたような経過のなかで、いちおうの纏りを得た若干の問題提起を、わたしは本稿で、ただ他日のための備忘録のいみで述べるわけであるが、それにしても、これらの問題提起なるものを、前記の藤田氏の論文を通読するさいに浮んだ疑問から出発したものであるから、本稿の叙述も、同氏の論文の論述に添うて一つ一つ問題を提起してゆくのを便宜とする。そのかぎりでは、この藤田論文から多くの引用をすることを已むえないこととせねばならず、このいみで、藤田論文の紹介という体裁をとることもなる。とはいっても、わたしが提起する問題にかかわる部分だけの引用的な紹介であって、この論文全体を評価する本格的な紹介ではない。という点から、わたしは本稿の副題に見られるように「部分的紹介」という言葉を使用しておいた。それにしても、ここで「紹介」という言葉を使用する以上は、同論文の全体が、ど

のような内容のものであり、どのように構成されているかということをも、せめて、その目次と小見出しとだけでも掲げておくことは、藤田氏にたいする礼儀であり、また、すくなくとも法学者以外の一般の読者にたいしても意味のあることであらう、と思われる。すなわち次のごとくである。

「序」課題と方法

一 法の形態規定と経済的關係
社会過程の二重的契機——法の關係の形態性とその物質的基礎——当為 Solten の契機と経済的必然性

二 法の本質規定と再生産構造
再生産過程と法的關係の階級性——經濟關係の範型の国家権力による規範化——再生産構造の法規範への表現——法規範の經濟關係への「反作用」と現実的法關係の形成——國家の經濟政策と法

三 法の歴史性と社会構成体
法の歴史性の意味——法の発生・死滅の物質的諸条件——法の歴史的發展と社会構成体

むすび

右のごとき構成から見て、ただちに推察されることは、藤田氏の論述が、氏自身も「序」で述べてもいるところであるが、「より簡単に抽象的な關係から始め、具体的なものを構するものもろの規定を、これに重ねあわせてゆくことによつ

て、より複雑な、より具体的現実に近づく」という方法で、第一、第二の兩節の論述が体系的に展開されており、そして、この論理的に正しい展開は、さらに第三節によって、歴史的視角からの論述を加えることによつて、マルクス主義の立場における学問的方法論としては、まったく不備のないものにされている。このことは、ヘーゲルの哲学体系における方法論を唯物論化した『資本論』における叙述における方法論的体系を、範型にしたものであるかぎりで当然のことであるといえは、それまでのことであるにしても、わたしとしては、前述の車中の通読の後においても、数回も読みかえす機会を作らねばならなかったのであるが、読みかえすたびごとに敬服せざるをえなかったことは、これだけの思想性の豊かな内容を、僅か三〇頁のスペースに能くも纏めあげている、ということについてである。それは、同氏の力量の非凡であることを、さらに、このテーマについて同氏が円熟した知識の所有者であることを、一般の読者にたいしても、確認していることになるものと、わたしが信じて、おそらく過賞にならないことを、いみするであらう。ところで、わたしが本稿で、同氏の論文に教示されながら問題提起をしていこ

うとする箇所は、第一節と第二節とのそれぞれの中核的思想にかかわる部分だけであつて、第三節は、本稿で取り扱うことをしない。といつても、第三節において教示されること少なかつたといういみでは決してない。むしろ、その逆である。わたしが同氏の論文を繰りかえし読んださいには、いつも前記の拙稿「労働市場における法的性格」を念頭において

いた。その叙述内容には、藤田論文の第三節におけるような歴史的背景が欠けているのである。そしてそれは、ただそれの第一、第二の両節における論述内容に係わり合ふものにとどまつていたのである。いいかえれば、同一テーマを違つた立場から取り扱っているのである。さらに、拙論の方は、藤田論文のように優れた簡潔さで纏めあげられているのにたいして、すこぶる冗長である。ただし、この冗長に見える外観は、論述の趣旨が、その副題に示してあるとおり「ヘーゲル『法の哲学』に批判的に関連して」のもので、内容的に已むをえないことであつたのである。これらのことは、いまは問題ではない。問題の焦点は「現代資本主義社会における法と経済との相互関係」を分析することにある。藤田氏も、この分析を課題として、氏の論文の「序」の論述を始めているの

である。それでは、わたしと同氏との間に、どのような差異があるのであろうか。この点は、本稿の紹介的叙述の進む過程で、ぜんじ明らかに成つてゆくわけであるが、そのまゝに同氏が「序」で述べていられる重要な言葉を引用しておかねばならぬ。それは、分析すべき右のテーマについての優れた対象規定であるからである。

——「資本主義社会は、法というカテゴリーが最も純粹な形で、すなわち、他の社会諸関係から分化した形で、全面的に展開する社会である。法学的世界観がブルジョアジーの古典的世界観となるのは、このことの観念的反映にはかならぬ。したがつて、法と経済との結びつきの理論的分析は、ここでこそ最も必要とされる。同時に、この相互関係の一般理論は、ここでのみ十全に展開される。

次に、このような、法の最も発展する社会における法と経済の相互関係の分析は、他の社会におけるその分析の鍵をあたえる。資本主義のもとでの経済的強制の分析が、封建社会における経済的強制を可能ならしめるように、ブルジョア社会における権利概念の分析のみが、

封建社会における特権の分析を可能ならしめる。」——

右の引用句の後段のパラグラフは、同氏の論文の第三節の論述を展開するための前提になるものであることは、いうまでもないが、それだけでなく、その前段のパラグラフの対象規定の重要さを、同時に確証するものと、読者は理解しうるであろう。

なお、わたしのこの本稿の標題についてであるが、前述したところの、本学の法学部内の研究会のときには、レジュームの題名は「法学と経済学との相互関連」であったし、経済学部内の研究会のときのそれは、「物的関係の背後にある人間関係の、法学的規定と経済学的規定との二重性について」という題名であった。これらの二つの報告は、それぞれ重点のおきどころの差異をしめただけのことであって、その内容の同一であったことは、前述來のところでも明瞭なことであって、ここで断わるまでもない。そして、また本稿の内容も、右の両報告の内容を、それぞれの重点の差異を総合して、敷衍しただけのことであって、ただ、そのようないみで、本稿においては、その標題を「法学と経済学との中間領域における若干の問題」としておいたまでのことである。とはいって

も、これらの「若干の諸問題」を解決したというような本格的論文では決してなく、ひたすら、藤田論文の叙述に添うて、つきつきと浮びあがってきた程度の内容であることについては、前述のところでも断つてあるとおりである。要するに、疑問を整理して、わたし自身にも未解決な二、三の問題を、学界に提起してみようとする一つの試論にすぎないのである。ところで、この試論は、藤田論文の叙述を一つ一つ引用しつつ、わたしが疑問に思うことを次々と述べてゆくわけなので、これもまた冗長なものになってしまったことは、読者に申しわけないしである。それはそれとして、藤田論文からの引用のばあい、同論文が「序」と「むすび」のあいだにある三つの各節に、ゴチック活字の「小見出し」の標題があるが、それらの「小見出し」を「分節」として、本稿では取り扱ってゆくことにしたことを、お断りしておきたい。

一 商品所有者の意志行為の二重性

現実に社会生活しているわたしたちの前には、ほとんど凡ての事件が、法現象と政治現象と経済現象との複雑な交錯から成りたち、さらに、この交錯の仕方の如何によって、それ

らは同時に、色々と異なった文化的意味を担わされている。

しかし、ここでは、法と経済との交錯する面だけを、現実社会の複雑な総体から抽象して、これを分析の対象として定立することに、限定してゆくわけである。それにしても、ここに、このように限定された対象といえども、それはなお複雑な具体性にある姿をもって、わたしたちのまえに現われている。そして、このような法現象と経済現象との交錯する現実の具体的な姿を、わたしたちの研究の対象とするばあいには、その最も簡單にして抽象的な関係から始めるというのが、わたしたちの弁証法的唯物論の立場から要請されている方法なのである。そのかぎりで、藤田論文の第一節「法の形態規定と経済的關係」を論述するにあたっては、当然のことながら『資本論』において、法と経済との関連の論理を、マルクスが最初に叙述してあるところの、その第一巻、第一篇、第二章の「交換過程」論についての解釈から始めているわけである。藤田氏が「社会過程の二重的契機」という小見出しを付けてある第一分節が、あたかもそれである。その論述の第一パラグラフにおいて、同氏は、まず次の問いを持ちだして、それについて、氏自身の説明を与えようとする。

法学と経済学との中間領域にある若干の問題 その一 (梯)

——「販売と購買という二つの行為(すなわち、 $W-G$ と $G-W$)によって形成される一つの社会過程にあって、この売買は、いったい、経済現象なのか、それとも法律現象なのか」——

このような藤田氏の自分自身への問いかけにたいする同氏自身の解答は、前掲の拙稿におけるマルクス「交換過程論」についての、わたしの既に公表しておいた説明——前掲の『立命館法学』に連載した拙稿の、たとえば、その第11号の三四—五頁に始まる諸箇所——と、ほとんど同じ内容であるが、現在になって、わたし自身のこの過去の説明にも疑問をもつようになったし、しかも、この自己批判的な、わたし自身の反省のための機縁を与えてくれたものが、藤田論文を読むことになった偶然の機会によつたものであるから、ここに同氏の所説を、その長文であることを厭わず、以下の本稿の論述の過程において、そのまま引用してゆくことにしないわけにはゆかない。

——「売買という行為が人間の意思行為であることは、いうまでもない。それは、自己の商品・貨幣を譲渡することによって、他人の貨幣・商品をわがものとする共通

の意思行為（＝合意）であって、そこでは、当事者は、相互に相手方を独立の人格、私的所有権者として、承認しあう。この相互的承認に媒介されて、そこでは、相互に相手方に要求しうる行為形態と、それぞれの支配可能な利益範囲とが、客観的に確定される。このばあい、当事者が彼らの行為の法律上の効果について明確な認識をもっているか否か、この合意が、法律上で要求される方式によって表現をあたえられているか否かは問はずとも、そこでの商品・貨幣所有者の關係は、意思關係＝法的關係としての性格をもつものといふことができる。¹⁾

だが、売買という社会過程は、他面、価値の実現という物質的・経済的關係であって、それは、売手、買手としてあらわれる個々人の意識から独立した客観的運動法則をもつ。……」

たしかに、経済過程の個々の環を、それ自体として、とりだしてみれば、そこでは、みぎにみたような人間の意思行為のほか、これと平行して経済的行為というものも、おこなわれているわけではない。……」（傍点は藤

田氏の付したもの）——

みぎの引用文は、第一分節の第二パラグラフの全部と、第三パラグラフの前半をなすものである。ところで、これだけの文章を読んで、わたしは、はやくも一つの疑問につきあたるのである。この一つの疑問が、どのようなものであるかを述べるにあたって、みぎの第一パラグラフの最後の箇所で、同氏が注1として参照しているところの『資本論』第一巻、第一篇、第二章の「交換過程」論におけるその冒頭の一パラグラフを、わたしとしても、読者に読みかえしてもらわねばならぬ。この冒頭パラグラフは、その叙述内容があまりにも周知の事柄なので、ここで、それを引用するのに気がひけるのであるが、わたしが本稿で問題を提起するにあたって、この冒頭パラグラフ以下の若干のパラグラフをたどってゆくことにもなるので、その前提というだけのいみで、あえて読者の念頭にも、それを明確な知識として思い浮べてもらうことにする。この冒頭パラグラフにおけるマルクスの叙述は、いまだ貨幣を媒介するにいたっていないところの交換過程を分析している点で、みぎに引用した藤田論文の第二分節における第二パラグラフの内容とは異なっている。だからといって同氏の叙述内容がマルクスの思想と同一でな

いことになるのではない、ということも言うまでもない。すなわち、マルクスのその叙述は、次のとおりである。

—(a)、諸商品は、自分自身で市場に出かけることができず、自分自身で自分たちを交換することができない。だから、われわれは、その保護者たち、すなわち商品所有、*Proprietarier*、たちを、さがし求めねばならない。商品は物であり、したがってまた、人間にたいし無抵抗である。それが従順でなければ、人間にたいし無抵抗で、換言すれば、それを手ごめにすることができる。(b)、これらのものを、商品として相互に関連させるためには、商品保護者たちは、自分の意志を、これらのものに宿す人格として、相互に振るまわねばならない。かくして一方の人格は、他方の人格の同意をもつてのみ、つまり、いずれも、両者に共通する意志行為に媒介されてのみ、自分の商品を譲渡することによって、他人の商品を自分のものとする。だから、彼らは、相互に私的所有、*Proprietarier*、として認めあわねばならない。この法的関係は、——その形式は、法律的に発達していても、いなくても、契約であるが、——そのうちに経済関係が反映している

ところの、意志関係である。(c)、この法的関係、または意志関係の内容は、経済的關係そのものによって与えられている。諸人格は、ここでは、ただ商品の代表者として、したがって、また商品所有者として、相互的にのみ実行する。(d)、われわれは、総じて展開の進むにつれて、諸人格の経済的な諸扮装は、経済的諸關係の人格化にほかならぬのであって、彼らは、かかる経済的諸關係の担い手として対応しあうのだ、ということを見いだすであろう」。(傍点はマルクス自身のもの)——

ここに引用したパラグラフにおいて、マルクスは、まず第一(a)に、諸商品は、それぞれの所有者の意志行為を媒介することによってのみ、交換という流通過程にはいることができ、そして、商品市場を形成することができる、ということとを明確に規定している。それに続いて第二(b)に、この商品市場における個々の交換過程を成立せしめるところの、所有者間の意志関係を、そのまま直接的に、法的関係であると規定しており、さらに第三(c)に、この法的関係の内容は、交換という経済的關係によってのみ規定されることを明示する。そのかぎりでは最後(d)に、この交換過程の叙述の展開

が進むにつれて、いよいよ、諸人格の経済的扮装が、経済的諸関係の人格化にほかならないことが、明瞭になろうというように、この冒頭パラグラフ以下の第二章全体の叙述を、性格づけていくわけである。

さて、この冒頭パラグラフの叙述内容を、いま仮りに右のように区分しうるものとして、そのうえで、それぞれの規定において、想い浮べられる疑問を、順次に挙げてゆくとするならば、まず第一の(a)規定において、すでに次のような疑問を提起することができるであろう。すなわち、物としての商品が、その所有者としての人間を媒介にする必要があるのは、この商品としての物が、流通市場のなかへ、はいるときだけのことである。とするならば、流通過程にたいして區別される生産過程において、物と人間との関係は、どのようなものでありうるか。その関係が、まさに生産行為であるかぎりでは、商品という物を生産する人間の行為が、すなわち、商品生産者の意志行為が、そこに考えられるはずであろう。次に第二の(b)規定に関連せしめるときに、想いいたる疑問であるが、この商品生産者の生産しようとする意志行為は、それ自体で経済的行為であるはずであるにしても、マルクス

の意志関係が直接的に法的関係であるという——そして、藤田氏も、マルクスと同じく「意思関係＝法的関係」とする——規定どおりに、それは同時に法的行為であると考えられないであろうか。このように考えることは、それ自体、誤りなのであるうか。マルクス自身のこの規定(b)は、流通過程の商品所有者にのみ妥当するものであって、生産過程の商品生産者には適用しえないものなのであるうか。なるほど『資本論』第一篇「商品と貨幣」の全叙述過程において、この「意志関係＝法的関係」という規定が、事実として叙述の表面に現われるのは、第二章に初めてであって、それまでの第一章の各節にあっては、この規定は使用されていない。そして、その第一章の各節をつうじて人間が問題になるのは、ただ物としての商品を生産する生産的労働としてだけなのである。そこで、とりあえず、このような第一篇の叙述の進展過程の事実にしたがうこととして、流通過程の商品所有者にのみ、みぎの第二の(b)規定が妥当するものとして、わたしの本稿のこの第一節以後の二、三節のところでは、ひとまず承認してゆくこととしておいて、そして、この生産過程における生産的労働者の法的規定についての問題は、本稿の最

後の第四節で述べるべき箇所まで残すことにする。

ところで、この第二の (b) 規定そのもの、すなわち、交換過程における商品所有者たちの相互間の意志関係そのものが、そのまま法的関係である、という規定において、使用されている諸範疇——人格、所有、私有権者、意志関係、共通の意志(＝合意)、契約などの、マルクス自身が傍点を打つてある言葉は、すべて、ヘーゲルが『法の哲学』の第一部「抽象法」の各章——すなわち「所有」、「契約」、「不法」と題した三つの章——で叙述してある諸範疇の規定を、そのまま適用したものである。(1) このことについては、わたしは、前掲の拙稿「労働市場における法的人格」の第一節および第二節で解説しておいてあるので、ここでは省略することにしておく。ただし、この拙稿を執筆したさいのわたしの意図は、その標題で明瞭であるごとく、流通過程における、すなわち『資本論』第一篇、第二章の「交換過程」論における、——すなわち、資本制的社会以前の単純商品生産社会における——所有者の法的な人格についての叙述だけを、分析的吟味の対象にしたものでなくて、むしろ逆に、その第二篇、第四章の第三節「労働力の購買と販売」という資本制的社会の資本

流通の過程における法的な人格の相互に平等であるという関係が、その生産過程において、どのように変転しているかを、見きわめようとしたところにあったことについて、ここに読者の注意を喚起しておかねばならない。というのも、本稿の最後の第四節の箇所での論述によっても明らかにするように、わたしと藤田氏との観点の差異は、同氏が、右のわたしの意図にたいして特に留意していない、というところから、生じていると考えられるからである。

- (1) このマルクスによる法学的規定が、ヘーゲルの前掲の「抽象法」における規定そのままであるという点に関して、とくに注意しなければならないことは、ヘーゲルの『法の哲学』の観念論的立場をも、そのまま継承している用語があることである。それは、「物は人間にたいして無抵抗である。……」の言葉である。この言葉についての唯物論的立場からの解明については、前掲の拙稿の「労働市場における法的な人格」(『立命館法学』第二巻)の第○節を参照されたい。
- (2) この差異は、わたしが本稿を執筆する直前に、たまたま寄稿を受けたところの、山下威士氏の論文——「法と商品交換・序説」(早稲田大学院「法研究論集」第二号に掲載)——によっても明瞭にされている。その副題は『法を抽象的な交換過程に限定する考へ方の批判的克服のための基礎的論理についてのノート』——となっている。

さて次に、マルクスの第二章「交換過程」論の冒頭パラグラフにおいて、わたしの指摘している第三の（c）規定についてであるが、この規定こそは、いましがた指摘したような、この冒頭パラグラフにおけるヘーゲルそのままの規定をば、唯物論化している規定であるものとして、わたしたちがマルクス主義的に法学的規定を採用するさいには、たれしも、この規定にしたがわねばならないものである。したがって、その点では、わたしと藤田氏とのあいだに、なんらかの差異もあつてはならないはずである。すなわち、前掲の第一分節「社会過程の二重性」から引用したところの、その第二パラグラフとしての同氏の叙述内容については、それがマルクスの規定（c）そのままのものであるものとして、わたしも、また、同じように叙述するほかない内容であつて、それは、まったく正しい法学的な規定の展開であるわけである。しかしながら、この第二パラグラフを読みおえて、そこから第三のパラグラフの前半にまで読み移つてゆくとき、さきにも述べたように、一つの疑問に衝きあたるのである。すなわち、同氏は、第二パラグラフにおいて、——「売買という行為が、人間の意思行為であることは、いうまでもない。それは、：

……共通の意思行為（合意）であつて、……この合意……（において）……そこでの商品・貨幣所有者の関係は、意思関係——法的関係としての性格をもつ——と述べておいて、そして、第三パラグラフに移るやいなや、——「だが、売買という社会過程は、他面、価値の実現という物質的・経済的関係であつて、……たしかに、（この）経済過程の個々の環を、それ自体として、とりだしてみれば、そこでは、みぎにみたような人間の意思行為のほかに、これと平行して経済的行為というものが、おこなわれているのではない。」——と言われているのである。はたして、そうと言えるであろうか。すなわち、わたしには、第二パラグラフと第三パラグラフとのそれぞれの叙述のあいだに、一つの疑問を覚えるのである。さらに、これらの二つのパラグラフを、藤田氏の立場から離れて比較するとき、まったく正しいと、いまいしがた評価してきた前の方のパラグラフのなかの言葉にも、また、あらたな一つの疑問が、わたしの脳裏に浮びあがってくるのである。いいかえれば、前の方では、「売買という行為が人間の意思行為であることは、いうまでもない」と述べているのであるが、しかし、この「意思行為」なるものを、第二章「交

換過程」論の冒頭パラグラフの叙述そのままに、一面的に法的行為としてのみ解釈していることに、問題がないであろうか。たしかにマルクス自身も、そのように第二(b)規定として叙述をしているのであり、そのかぎりでは、同氏が右のように解釈することも正しいかのようにも思えるのであるが、しかし、第二章の標題としている「交換過程」なるものが、経済的過程であることに、たれしも異議をもたないはずである。しかも、この経済的過程が「売手、買手としてあらわれる個々人の意識から独立した客観的運動法則(≡価値法則)をもつ」ことについての藤田氏の理解に何らの誤りのないことは、いうまでもない。それにしても、この交換過程が経済的過程であるかぎりにおいては、それを成りたしめて「売手、買手としてあらわれる個々人の売買」という行為「なるものは、——たとえ、これが「意思行為であること」は言うまでもない」と同氏の述べることが正しいにしても、——この意志行為は依然として経済的な行為であることをマルクスは決して否定していただけないことを、わたしたちは認めておかねばならないであろう。とするならば、交換という経済過程における個々人の意志行為には、それが、そのま

法学と経済学との中間領域にある若干の問題 その一(梯)

ま経済的行為であるとともに、これが同時に、契約という法的行為でもあるという二重性を、マルクスの叙述のうちに読みとっておかねばならないことになるわけであろう。しかるに、この意志行為そのものの二重性を洞察せずに、その他の面としての経済的行為の意味を読みおとしているかぎりでは、藤田氏の「個々の人間の(法的)意志行為のほかに、これを併行して経済的行為というものがおこなわれているのではない」という言葉が、不用意に打ちだされたことになったと、わたしたちは見るほかないであろう。要するに、経済的意志行為としての交換という行為と、法的意志行為としての契約という行為とは、併行しており、むしろ、同一の意志行為の裏と表との二重の面なのである。しかるに、藤田氏は、これに反して、すなわち、くりかえして言えば、この「売買」という社会過程における「個々の人間」の意志行為のもつ経済的意味と法的意味との二重性の事実を認識することをせずして、そのかぎりでは、マルクスの真意に反して、ただ一面的に、「意思行為≡法的行為」としてのみ解釈することに終ってしまっているのである。しかも、そうしうえで、経済的な交換行為の面を、社会的行為でなくして「社会過程」として把

握し、この社会過程が「他面、価値の実現という物質的・経済的關係である」と規定しているのである。そして、このような規定の仕方において、いいかえれば、一方は法的行為であり、他は経済過程である、という規定の仕方において、同氏は、その小見出しの標題としての「社会過程の二重性」なるものを、この標題のもとにおける第一分節の全論述で、解説しているのである。

しかしながら、わたしの右に述べたように解釈する立場から見ても、同氏のいう「社会過程の二重性」なる言葉そのものは、かならずしも誤った規定ではないことにも、わたしたちは留意しておかねばならないであろう。ただし、このばあいには、いましがた述べたように、法的過程ないし関係と経済的過程ないし関係との二重性といういみでのみ、この言葉も、正しい規定を言い表わしたことになる、というように考へなおさねばならないのである。すなわち、このばあいは、法的過程とは、契約という意志行為の遂行過程のことであり、経済的過程とは、交換という意志行為の遂行過程のことであり、といういみのものであり、そのかぎりでは、同氏の規定とは逆に、法的行為と経済的行為との併行としての二重性と

して規定せねばならなくなることについては、いましがた、わたしの指摘してきたところである。しかるに藤田氏は、どのような意図のもとに、「人間の（法的）意思行為のほか、これと併行して経済的行為なるものが行なわれているわけではない」と主張するにいたったのであろうか。とにかく、このように主張するために、氏のいう「社会過程の二重性」なるものは、経済過程と法的行為との二重性として、すなわち、一方の過程と他方の行為との二重性として、互いに対応する両項についての言い表わし方の不自然さに、読者の首を傾げさせることとなっている。この不自然な言表を、あえて使用するにいたらしめたところの、藤田氏の意図は、どこにあるのであろうか。わたしたちは、同氏を信頼しようとするかぎり、このことについて、無理解のままに過してしまふものであつてはならないであろう。というのは、ここで同氏が二重性というのは、わたしの指摘するところの、同一意志行為ないし過程の両面といういみで、法的な行為ないし過程と経済的な行為ないし過程との直接的同一性を、主張しているのでなく、実は法的な行為と経済的な過程との媒介関係をば、そこに、いみせしめているかにも、わたしには思えるからで

ある。すなわち、同氏の第一分節から既に引用しておいたところの、第三パラグラフの前半に続く、その後半は、つぎのような二つの文章(A)と(B)とからなっている。

——(A)「経済過程の参加者には、全体としての経済法則は意識されないし、彼らの主観的な意思行為は、……個々の経済過程において、その参加者を結びつける必要条件である。(傍点は筆者)——

——(B)「……この(客観的な)経済過程を全体として捉えてみれば、これら(個々人の主観的な)意思行為によってなりたつ意思関係 \parallel 法的関係は、客観的な経済過程が、それを外被として実現されているところの形態であり、(したがって、また、それは)、物質的・経済的関係の媒介形態である」。(傍点は藤田氏のもの)——

後半の文章を、このように(A)、(B)と改行して別々に引用したのは、それらに叙述において述べられているところの、媒介関係の意味が、たがいに異なっていると、思われるからである。すなわち、(A)文章においては、「個々の経済過程において」それへの「参加者が、相互に結びつくためには、各々の主観的意思行為」を媒介にしている、という媒

法学と経済学との中間領域にある若干の問題 その一(梯)

介関係を、——いいかえれば、個々の交換過程において、それに参加する二人の商品所有者の主観的な意思行為を媒介にして、契約を結ぶ、という媒介関係を、——述べているだけのことである。そうだとするならば、この(A)文章において、藤田氏は、「資本論」第二章「交換過程」の冒頭パラグラフにおける、さきに区別しておいたところの、その第一(a)および第二(b)の両規定を、反映せしめているだけのことではなからうか。こころみに、その第一(a)規定を、ここに想い出して、この(A)文章と比較してみよう。そうすると、その第一(a)規定においては、商品としての物と物とが相互に関連するために「これらの物に自分の意志を宿す人格」を媒介にすること、また、したがって、これらの物としての商品の相互関連としての交換が行なわれるためには、商品所有者としての一方の人格は、同じく商品所有者としての他方の人格との、「両者に共通な意思行為を媒介せねばならない」こと、が述べられている。すなわち、ここでは、三つの媒介関係が、まず、商品としての物が人格を媒介する関係と、つぎに、各商品所有者の主観的意思が両者に共通な意思行為を媒介する関係と、さらに、この共通な意思行為とし

ての契約が交換を媒介するところの第二(b)規定としての関係と、三つの段階的な媒介関係が、——マルクスによって述べられているのである。このうちで、第三段階の媒介関係は、冒頭パラグラフの第二(b)規定そのものであって、藤田氏自身も、第二パラグラフにおいて、すでに述べているところのものである。したがって、同氏としては、第二パラグラフにおいては、みぎの第二段階の媒介関係だけが、(A)文章において述べられているに、とどまっている。だからといって、同氏が、みぎの第一、第三の媒介関係(≡第二(b)規定)を忘れて、それらの二つの媒介関係と無関連に第二の媒介関係を述べている、というのではない。むしろ、これらの第一、第三の媒介関係を十分に承知のうえで、とくに、第二の媒介関係を、みぎの(A)文章で述べておられることに疑いをさしはさむ理由はない。

ところで、この(A)文章にたいして、それに続く(B)文章には、どのような媒介関係が述べられてあるであろうか。この(B)文章における藤田氏の思想は、前掲の冒頭パラグラフの第三(c)規定と第四(d)規定の思想——すなわち、「(c)、この法的関係は、そのうちに経済的關係が反

映している意志関係である。この法的関係または意志関係の内容は、経済的關係そのものによって与えられている。われわれは、総じて展開の進むにつれて、(d)、商品所有者としての諸人格の経済的諸扮装は、経済的諸關係の人格化にほかならない」という叙述の思想——を反映したものであると、わたしには推定されるのである。しかし、これらの両規定として、マルクスの主張している法的關係についての唯物論的規定は、それが経済的關係の人格的表現である、というだけのことであり、藤田氏の言葉でいいおすならば、法的關係が「客観的な經濟過程の外被となつてゐる」というだけのことであつて、同氏が、そこで、とくに主張しようとするところの媒介關係は、冒頭パラグラフではマルクスによって、いまだ述べられているわけでない。いいかえれば、同氏が述べているところの言葉——「客観的な經濟的過程は、個々人の主観的な意思行為によつて成りたつ意思關係≡法的關係を、自らの外被とし、この外被としての法的形態を媒介として、實現する」という言葉——における、その媒介關係のことに ついてまでは、かの冒頭パラグラフとしての叙述の範圍では、いまだ展開されていないのである。それは、総じて(第

二章の叙述の)展開の進むにつれて「理解されるところの思想である。したがって、この(B)文章において、「意思関係」法的関係は物質的・経済的關係の媒介形態である」と述べられていることの意味を、ここで吟味するためには、第二章「交換過程」論における、その冒頭パラグラフに続く諸パラグラフの叙述内容に、はいつてゆかねばならないように思われる。そこで、順序として、この(B)文章を吟味することは、論述の手續き上、本稿では、節を改めて、つぎの第二節において行なうことにして、さきの(A)文章における媒介関係について、まず、その意味を分析してゆくことにしたい。

そこで、藤田氏の叙述における第三パラグラフの後半の(A)文章を振りかえつてみることにすると、重複した引用になるが、つぎのとおりである。

——「客観的な」経済過程(「個々の環としての交換過程」)の参加者には、全体としての、経済過程の運動法則(「価値法則」)は意識されていないし、……彼らの主観的な意思行為は、個々の経済過程(「交換過程」)において、その参加者を(契約という客観的な法的関係)に結

びつける必要条件である」。(ここにおける括弧内の言葉は、藤田氏の意図に添うて、筆者が必要と思われるかぎりで付けたものである)——

この(A)文章における媒介関係については、いまだがた、わたしが指示してきておいたように、「個々の交換への参加者たる二人の商品所有者の主観的な意思行為は、客観的な法的関係としての契約を結ぶための法的な媒介行為である」という藤田氏の規定であった。しかし、わたしとしては、同氏のこのような規定にたいして、そこにおける参加者の主観的な意思行為なるものを、ただ一面的に法的行為としてのみ限定しえない、ということを主張してきたのであった。くりかえして、このわたしの主張を述べておくならば、契約という法的関係を結ぶという法的な意思行為といえども、この意思行為を遂行するためには、その原動力として、そのままに、交換を行なおうと欲するところの——いいかえれば、一方の参加者が、他方の参加者の所有する商品の使用価値を、自分のものにしようと欲するところの——主観的な経済的欲求を、前提しているはずでないか、ということである。したがって、これらの参加者としての商品所有者たちの、それぞれの

主観的な意志行為なるものは、それが媒介する契約という法的関係から逆に推定することによって、たんに法的な意志行為として規定さるべきものではなくて、むしろ、本来的に、経済的欲望から発する意志行為である、と考えねばならないのである。そのかぎりにおいて、第二節「交換過程」論で、マルクスのいう「共通の意志行為」なるものを、なお一面において、たんに主観的な私的欲望を相互に充足しあおうとする経済的行為を共通にしている、ということの意味を、わたしたちは、そこに読みとっておかねばならないのである。このような目的のために、ここに再び、冒頭パラグラフにおける第二（b）規定の叙述を引用しておくならば、

——「かくして、一方の人格は、他方の人格の同意をもってのみ、つまり、いずれも、両者に共通な意志行為に媒介されてのみ、自分の商品を譲渡することによって他人の商品を自分自身のものとする。」——

この文章だけを取りだしてみれば、ここにおける「共通な意志行為」は、「自分の商品」と「他人の商品」とを交換するという「共通の意志行為」であって、それは、まさに経済的な意味だけを規定していることは、明瞭である。ただ、こ

の交換関係——「自分の商品を譲渡することによって他人の商品を自分自身のものとする」関係——を結ぶためには、法的な契約という客観的な関係を、媒介しなければならないのであり、そのことについては、マルクスは、それに直ぐ続けて、第三（c）規定として述べているわけであるが、わたしが、本稿のこの第一節でさしあたり、吟味しようとすることは、この客観的な法的関係の成立のための前提となる、その「共通の意志行為」ということの意味についてだけであって、契約という法的関係と、同じく客観的な交換という経済的關係との、二重性については、やがて後で述べるところの方法論的な順序を、いまここで、とっているのである。ただ、ここで、これらの客観的な関係の二重性にかかわって述べざるをえないかぎりでは、つぎのように、ここでも言ううてであろう。すなわち、これらの経済的な共通の意志行為の相互承認において、はじめて、客観的な契約という法的関係が成立するのであって、ただ、そのかぎりでは、この共通の意志行為なるものは、法的意志行為の意味をも同時に担うにいたっている、と解釈することは許されることになるであろう。い

だ一面的に法的行為の意味にのみ限定すべきではなくて、それは、他面において、依然として、経済的行為でもあるといふように、マルクスの冒頭パラグラフの叙述をば、強いて解釈してみようとするのが、わたしの主張である。

しかしながら、マルクスの述べる「共通の意志行為」の意味を、経済的行為であると同時に法的行為でもあるというように、二重性にあるものとして、規定するためには、なお多少の論理的な分析を、そこに施しておかねばならない。この「共通の意思行為」ということの前提として、そして、これを媒介するものに、各人の「主観的な意思行為」というもののあることについては、前述してきたとおりである。そして、また、商品所有者の交換過程におけるこの「主観的な意志行為」は、相手方が所有する商品の使用価値を自分自身のものにしようとする欲望としては、まさしく、それは経済的なものであつて、いまだ法的な意味を担うにいたっていない、ということについても、同じ箇所、すでに述べておいた。さらに、また、これら二人の商品所有者の「主観的な意志」、法的な意味を担うことができるにいたるためには、これらの商品所有者が、それぞれの「主観的な意志」を相互に承

認しあつて、それぞれの「主観的な意志」のその「主観性」を止揚して、そこに客観的な「共通の意志」を確定しうるといふ意識にたつしなければならぬ、ということについても、前述のところ、読者は当然ながら考えついていたはずのものであらう。このことを言いかえると、二人の商品所有者が、それぞれの欲望としての主観的意志を、相互に共通する普遍的意思にまで高めえたことの確認においてのみ、はじめ、この意志は行為に転化しうる、というわけである。ところで、このばあい、主観的な欲望なるものも、依然として一つの意志の形態である、というように述べてきたのであるが、このことに誤りは無い。それでは、いま、わたしが、法的な意味を担うにいたるとした「共通の意志行為」におけるところの、この意志を普遍的なものとしたかぎりでは、主観的な欲望も、また一つの意志たるかぎりでは、相互に区別しておくためには、それを特殊な意志である、というように論理的に規定することが、できるはずである。この特殊な意志と普遍的意志との相互関連としての論理構造については、本稿の第三節において、占有と所有との論理的な区別を問題にせねばならないので、本節では、これ以上の論述を、さし

控えておくことにする。ただ、ここで述べておかねばならないことは、商品所有者たちは、相互に、一つの「共通の意志行為」を確認しあうということが、普遍的意志の行為としての契約を結ぶということになる、ということについてである。したがって、特殊の意志としての経済的欲望が、商品所有者たちの相互承認という、なお経済的な意志行為——相互に、相手方の商品の使用価値において、それぞれの商品を譲渡しあおうと欲する「共通の意志行為」——において、その意志の普遍性を相互に自覚しあったときに、はじめて、この経済的な共通の意志行為は、同時に、法的な意志行為となり、そして、この経済的にして同時に法的な二重の意味をもつところの、この「共通の意志行為」の相互実現において、普遍的意志の立場にある相互関係として、一方に、契約という法的関係が結ばれ、それを媒介にして、他方に、交換という経済的關係が成立するのである。そして、このように論理的に分析することにおいて、第二章の冒頭パラグラフにおけるマルクスの第三（c）規定の叙述としての、——「法的関係または意志関係の内容は、経済的關係そのものによって与えられている」——なる言葉の意味も、十分に理解されうること

になるのではないか、とわたしは思うのである。しかるに、このような、マルクスの第三（c）規定の叙述にたいする、わたしの解釈とは異って、藤田氏は、その第一小節の第三パラグラフの後半の（B）文章においては、ただ一面的に、マルクスのみぎの第三（c）規定の叙述を、そこに含まれている経済的な意味を捨象して、そして、ただ「意思関係」法的関係」と規定しているのである。そのように規定することは、かならずしも誤りであるわけではないのであるが、にもかかわらず、いまま述べたとおり「その法的関係の内容が経済的關係そのものによって与えられている」とも、また「契約は、そのうちに経済的關係が反映している」かぎりでの「意志関係である」とも、マルクスが同一箇所が限定している点を、わたしとしては、とくに考慮にいれて、あえて、交換という「客観的な経済的過程が、自らの「外被」として実現している形態」として、藤田氏が規定するところの「意思関係」法的関係」においても、なお、そこに、経済的欲望から出発したかぎりでの経済的意志行為ないし関係の意味が、論理的なモメントとして内在しているはずである、というように解釈しようとするのが、わたしの主張なのである。このような解

積は、かなり不自然な感じのするトリビアリズムにおちいつたものであるかのように、あるいは読者からも直ちに同感を得がたいのではないか、ということについては、わたし自身も気付いているのである。それにもかかわらず、このような解釈のもとに、法と経済との媒介関係を、わたしが、ここで考えざるをえないのは、どのような理由に基づくのであろうか。それはエンゲルスが、マルクスの『経済学批判』を紹介するにあたって、述べたところの次のとき文章を、わたしたちが、どのように理解すべきであるかに、かかっているのである。

——「経済学は、諸商品から、すなわち諸生産物——それが、個々人のものであっても、自然発生的なものであってもかまわないが、——が、相互に交換される瞬間から始まっている。交換に入りこむ生産物は、すなわち商品である。しかし、この生産物が商品になるのは、二人の人間、または、二つの共同体のあいだの一関係が、ここでは、もはや同じ人間に統一されていらない生産者と消費者とのあいだの一関係が、ただ生産物という物に結びつくことによつてのみである。……経済学が取り扱う

法学と経済学との中間領域にある若干の問題 その一（梯）

ものは、物ではなくて、人間と人間との、究極的には、階級と階級との、諸関係である。しかし、これらの諸関係は、つねに物と関連し、物の姿をとって現われる。」

（傍点はエンゲルスのもの）——

ここでエンゲルスが述べているところの、マルクス経済学の研究の対象とするものが、生産物ないし商品という「物」の相互関係ではなくして、これらの物的諸関係に結びついた「人間と人間との、究極的には、階級と階級との諸関係である」という規定こそが、わたしの本稿を執筆するまでに、つねに、わたしの念頭を支配してきていたのである。事実としては、このエンゲルスの規定にもかかわらず、マルクス主義の立場にある経済学者たちの研究的態度は、ほとんど一般に右の「物的諸関係」の分析だけにとどめて、それらに結びついた「人間的諸関係」にまで徹底することを忘れがちであるかに、わたしには受けとれる。このようなマルクス主義経済学に見られる学界的風潮のなかで、わたしとしては特に、その研究対象における「人間的諸関係」の面に、わたし自身の関心の焦点をあててきているものである。そこで、本稿においても、まさに、この面が、いな、この「人間的諸関係」と

「物的諸関係」との関連そのものが、問題にされていることについては、すくなくとも、そのことだけについては、上述の論述から、読者も十分に理解してくれていることと、わたしは信頼している。そのかぎりでは、これからの全論述においても、経済的な「物的諸関係」に結びついた「人間的関係」の意味を、さらに、より深く吟味して、より具体的なものにしてゆくものであることについて、わたしとしては、読者の理解を、ここに改めて期待しておかねばならないのである。

(一) ここにマルクス経済学の対象として述べてあることは、エンゲルス自身の特に強調するところの、そしてレーニンもまた主張するところの「広い意味の経済学」だけに当てはまることでなくして、それになりたい「狭い意味の経済学」としての『資本論』に当てはまることについては、いうまでもないことである。

そこで、ここに引用したエンゲルスの文章についてであるが、そこにおけるマルクス経済学の対象についての規定を、上述の藤田論文における交換過程にある商品所有者間の人間関係についての規定に、係わらしめるとき、どういうことになるであろうか。エンゲルスは、右の引用文において「経済学が取り扱うものは、物でなくて、人間と人間との関係で

ある」と述べている。ここにおける「人間的関係」なるものは、まさしく、——いままで、わたしが藤田論文の第一節、第一小分節「社会過程の二重的契機」における第二パラグラフと第三パラグラフとのあいだに横たわる疑問を提起し、そして、それにかかわらしめて、わたしの主張として述べてきたところの——人間の関係の意味の表と裏との両面の統一を、いみしているのである。いいかえれば、それは、交換過程における商品所有者の「人間的関係」の法的な意味と経済的な意味との二重性を、いみすると考えねばならないのである。しかるに、これに反して、この「人間的関係」を成りたしめる意志行為を、藤田氏のように、ただ一面的に法的行為としてのみ規定するならば、どのようなことになるであろうか。そのばあいには、エンゲルスのいうところの「経済学の取り扱う」べき対象は、したがって、この対象の最も抽象的な端緒にある「人間的関係」は、ただ、たんに法的関係のものでしかありえず、逆に、この法的関係を成りたしたしめる法的行為こそが、理論経済学の端緒になるという解釈もまた、成り立ちうることになろう。

ところで、この法的な意志行為によってのみ成立すべき学

問は、ヘーゲルにおいては彼自身の『法の哲学』であつたし、『資本論』の第一篇の第二章「交換過程」論で、たとえマルクスが、商品所有者の意志行為を、この『法の哲学』における規定そのままに適用していることが事実ではあるとしても、『資本論』は、いうまでもなく科学としての理論経済学である。岐密にいうならば、ヘーゲル哲学の体系および方法を唯物論的に止揚してあるかぎりでの、経験科学としての経済学である。このような経済学が、その成立のための端緒の、その主体的原理に、法的行為を規定的に定立しているとするならば、マルクス自身の『資本論』としての経済学は、そもそもその方法論的な出发点において、法学——それが哲学であろうと科学であろうとにかかわらず——に依存していた、ということにならないであらうか。『資本論』の第二章の叙述における意志行為についてのマルクスによる法学的規定は、唯物論の立場にある経験科学としての法学を樹立するために、その方法論的な端緒の規定をなすものであるはずである。法学の専門家としての藤田氏が、このことを十分に自覚していることには、問題はない。だからといって、この第二章の叙述における意志行為を、ただ一面的に法的行為と

してのみ規定してしまうということが、ゆるされうとするならば、『資本論』の叙述における流通過程にあらわれた「人間的関係」の最も抽象的な規定は、ただ法的行為によってのみ媒介されるということになり、したがって、マルクス経済学の経済学としての自律性を否定することになってしまわないであらうか。『資本論』としての理論経済学は、その成立のための主体的原理を、どこまでも経済的な意志行為のうち求めねばならず、それでなければ、自らの自律性を最初から喪失していたものとしか考えるほかないのでないか。わたしが、本稿のこの第一節で、ながながと論述してきたこの目的は、このような問題を提起するためのものであつたのである。

とはいっても、わたしとしては、マルクス経済学の成立するための端緒としての「人間的関係」が、けっして、ただ『資本論』第二章「交換過程」における「人間的関係」に、認めようとする立場にあるのではないことは、本稿の最後の一節で明確なものととして叙述することになるであらう。いいかえれば、わたし自身の立場を、ここに先きどりして述べることになるが、マルクス経済学を成立せしむる方法論的端緒に

における「人間的関係」とは、流通過程における「人間的関係」ではなくて、生産過程において、疎外されている「人間的関係」でなければならぬ、という主張なのである。そうであるならば、別に、流通過程における最も抽象な「人間的関係」を端緒としてマルクス経済学の体系化を試みるような、或る特殊な立場の経済学の自律性を、わざわざ擁護するようなことは、なにも必要のないことでないか、という反論が当然ながら出てくるであろう。このような反論を予期したうえで、なお、わたしが、交換過程における「人間的関係」を問題にしてきたのは、まず第一に、それが生産過程における人間的関係と、どのように相互に関連しているのであるか、ということを究明してゆくための前提として、上述来のように交換過程における「人間的関係」の法的意味と経済的意味との二重性についての明確な把握をしておく必要があると思われるからである。そして、このことについては、なお本稿の第二節でも述べることになろう。つぎに第二の理由としては、みぎの流通過程における「人間的関係」の二重的な意味についての概念に関して、前掲の拙稿「労働市場における法的人格」を公表したのちに、わたし自身が、それについてのわた

しの概念規定そのものに、疑問を感じ、そして、この疑問を、そのままに持ち続けていた、ということにある。すなわち、みぎの拙稿の第一節の標題そのものが「法学的規定を不可欠とする経済学的概念」となっているのである。要するに、この第二の理由は、わたし自身の自己批判といういみをもっており、まえの第一の理由は、この自己批判をふくめたところの、そのような問題意識を、わたし自身に喚びおこしてくれたものが、藤田論文そのものであったということになる。そのようないみからして、この問題を、いっそう具体的に解明するために、わたしとしては、なお次節において、藤田氏の叙述に添うて、流通過程における「人間的関係」の法的規定と経済的規定との二重性について、また、それらの両規定の媒介関係ということについて、吟味を続けてゆかねばならないであろう。